

2018年11月29日

日米経済協力強化プロジェクト

———— The Article II Mandate ————

Executive Summary—概要

米国と日本の同盟関係は約 60 年間にわたり、世界の平和と繁栄の原動力となってきた。「相互協力および安全保障条約」第 2 条が「締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。」としているように、経済はその始まりから日米関係の中心であった。

インド太平洋地域は、米国と日本の戦略的利害関係が最も深く共有されている地域である。両国とも地域の安全保障と安定を確保し、貿易やその他経済的機会を拡大し、そして普遍的な民主主義の規範を支持しようと努めている。両国は、アジア開発銀行やアジア太平洋経済協力会議(APEC)等の機関を通じて地域の経済ルールや規範を形成すべく数十年間にわたり建設的協力を行ってきた。

近年米国と日本の戦略をさらに近づける強力な力が働いている。米国の環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) からの離脱を受け、中国はインド太平洋地域における経済的優位のため積極的な取り組みに乗り出し、経済的強制は中国の外交術としてますます一般的なものとなっている。中国の挑戦はインフラや技術の分野で特に顕著である。

日米両国によるより強固で調整された経済的取り組みは、インド太平洋地域における米国と日本の利益の増進に中心的役割を果たす。米国の TPP 離脱は、合意の基礎をなす理論を否定するものでも、日米経済協力強化への道を閉ざすものでもない。望ましいルールや規範の推進に協働することで米国と日本は両国、そして他国にとってより良い経済的成果を確保することができるだろう。

米国と日本による第三国での更なる経済協力の機会を探求すべく、ワシントンの戦略国際問題研究所 (CSIS) と東京のアジア・パシフィック・イニシアティブ (API) は 2017 年春に共同研究プロジェクトに着手した。プロジェクトチームは事例研究アプローチを用いて、共通の利益を深める上で日米の経済協力が特に重要となる国や機関を調査した。調査では米国もしくは日本がその経済活動のルールや規範の形成に主導的役割を果たすことのできる以下の 4 つの国と 2 つの制度的枠組み—ミャンマー、ベトナム、インド、韓国、地域的貿易制度、そして G7—を選んだ。事例研究で取り上げられた国や枠組みに対する提言は各章の最後にある。

プロジェクトでの主な調査結果は以下の通りである。

- インド太平洋地域における米国と日本の根本的な戦略的利益と目標は、今日の両国間の貿易摩擦を超越したところで高度に一致している。
- 地域において増大する中国の影響力と独断的な振る舞いは米国と日本にとり重大な挑戦となる。
- 地域では、いまだ米国と日本の経済関与とリーダーシップによるルール作りと規範設定が求められている。
- ワシントンと東京は経済面で補完的な技術を有し、地域内で経済政策のより良い調整に努めるべきである。

本報告書はインド太平洋での米国および日本の単独および合同での 10 の分野横断的な提言を示している。

1. 第三国での経済協力に向け、二国間貿易摩擦を解決すべきである。

二国間の貿易摩擦の悪化は不運な障害となっている。米国は日本とともに貿易・投資の障害に対処すべきである。その際に、両国は既存のルールの枠内で行動し、意見の相違は交渉による解決を模索し、第三国での協力強化に集中すべきである。

2. 両国それぞれの強みを活かした共同戦略アプローチを発展させるべきである。

米国と日本は、各々の自由で開かれたインド太平洋戦略の経済面の強化・実行のために協働し、インド太平洋二国間経済協力対話（Bilateral Indo-Pacific Economic Cooperation Dialogue）の設立等により各国にユニークな強みを最大化させるべく協力すべきである。

3. 自由で開かれたデジタル経済に向けて働くべきである。

米国と日本は新興技術やデジタル統治に関する協力を促進し、両国がルールや基準、規範の形成を主導できるようにすべきである。両国は APEC などの場においてデジタル経済のガイドラインや原則を協力して策定すべきである。

4. 貿易自由化とルール形成において協力せよ。

日米経済関係の真の力は、特にインド太平洋地域においてグローバル経済のルール・基準・規範を形成する両国の力にある。ルール形成の努力は TPP で合意されたデジタル経済と国有企業の二つの分野の規律拡大に焦点をあてるべきである。

5. 欧州のパートナーとの三国間協力を促進せよ。

欧州はインド太平洋地域の事項に対しより積極的な役割を果たす意思を示している。

米国・日本・ヨーロッパ連合（EU）間の経済協力を拡大するべきである。日米両国は、G7内においてもインド太平洋地域での取り組みに対する欧州の支持を得られるよう努力するべきである。

6. 地域の需要に対応し接続性を強化するべく、質の高いインフラ投資への資金供給やその他支援を強化するべきである。

日本と米国は、歴史的な世界的インフラ構築に果たすべき重要な役割がある。両国はそれぞれの政府機関の運営と資金供給を改善し、同様の役割を持つ機関の間での情報共有を促進し、インフラ投資における高い水準を協調して推進するべきである。

7. 貿易と債務を通じた地経学的強要のリスクに対応すべし。

世界では中国の経済的強要に対する懸念が増大している。米国と日本は一带一路構想にかかわる国々に対し、政府職員の能力向上、協調した代替資金調達手段の提供、中国の経済活動に関する情報共有を通じ、支援を強化するべきである。

8. 可能な分野において中国とのアファーマティブ・アジェンダを模索せよ。

中国は異なる利害関係や政策を有するものの、平和で安定したインド太平洋地域を望むという点では一致している。地域の開発需要は単独の国や機関によって充足できるものではない。可能な範囲での協力と前向きな市場競争は地域経済のみならず主要三国の国益にかなうであろう。

9. 米国と日本の技術支援と人的能力構築における強みを中小企業育成に活用するべきである。

ノウハウ・人的能力開発・中小企業（SMEs）にとり健全な環境は、市場を基盤とする成長と発展の鍵である。米国と日本は第三国において能力とスキルを開発する努力を強化し、中小企業（SMEs）のグローバルな融資と貿易へのアクセスを向上させるべきである。

10. 協力して反汚職に取り組むべきである。

汚職が高いレベルで蔓延している国では、安定した衡平な経済成長は見込めず、貿易や投資において非民主主義国に頼るようになるリスクがある。日米は汚職に関する情報共有を強化し、国際的な場で反汚職への協働を強化すべきである。

我々はこの報告書の調査結果と提言が、きわめて重要である日米同盟の強化に貢献し、日米同盟がインド太平洋地域の平和と繁栄へのより効果的な力となることを願う。今こそが、第2条を全うすべく日米が協力する最も重要な時である。